



## 裁定請求書類のご提出先

裁定請求に必要な書類は、同封の「返信用封筒」により以下の宛先までご返送ください。

〒220-8122  
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー22階  
日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社  
業務センター 行



## お問い合わせ先のご案内 (JIS&Tコールセンター給付専用窓口)

ご不明な点などございましたら、**「加入者口座番号」**をご用意のうえ、ご連絡ください。

お手続きについて分かり易く解説したWEBサイト(「裁定請求お手続きナビ」)をご用意しておりますので、ぜひご利用ください。

**0120-1414-92** オペレーター応答サービスご利用時間:午前9:00~午後9:00  
(土・日・祝日・年末年始12/31~1/3を除きます。)

音声ガイダンスに従って  
「\*」と「#」を押してください。

・ダイヤル式電話機をご利用の方は操作を行わずに、そのまま(30秒~1分程)お待ちください。

オペレーターが応答いたします。

・個人情報保護のため、オペレーターによるご本人様確認をさせていただきますので、ご了承ください。  
加入者様ご本人様であることが確認できない場合、一般的な内容しかお答えできません。

国際電話・IP電話等の場合は、045-650-2525(有料)におかけください。

# 確定拠出年金 老齢給付金

一時金

## お手続きガイド

この「お手続きガイド」では、老齢給付金の一時金でのお受け取り手続きについてご案内しております。  
また、この「お手続きガイド」は、通知書(※)に同封してお送りしていることを前提に記載しておりますが、お客様の加入されている規約等によっては、同封せずお送りしている場合があります。

※通知書の名称

- ・企業型の方:加入者資格喪失及び運用指図者資格取得通知書
- ・個人型の方:60歳以降の運用指図者の皆様へ



## WEBサイト「裁定請求お手続きナビ」のご案内

JIS&Tでは、この「お手続きガイド」とあわせて、WEBサイトでも、老齢給付金のお受け取り手続きや各種書類の書き方等についてご案内しております。以下のURLまたは二次元コードよりご利用ください。



<https://www.jis-t.co.jp/support/rourei/index.html>

※JIS&T確定拠出年金インターネットサービス(<https://www.jis-t.ne.jp/>)または当社ホームページ(<https://www.jis-t.co.jp/>)のトップページからご利用ください。



日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社  
(確定拠出年金 記録関連運営管理機関) ※略称JIS&T(ジス・アンド・ティ)  
〒220-8122  
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー22階

※この書面の記載事項は2025年2月25日現在のものです。

No.3000105.25.02

日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社



(確定拠出年金 記録関連運営管理機関)  
※略称JIS&T(ジス・アンド・ティ)

# 今後のお手続きについて

- 確定拠出年金の60歳以降の資産のお受け取り手続き(これを「老齢給付金の裁定請求手続き」といいます)の方法についてご案内いたします。
- 「受け取り時期」、「受け取り方法」をご自身でご検討のうえ、必要なお手続きを行ってください。  
※加入者資格の喪失年齢が61歳以上である方は、このページにおける「60歳」を、ご自身の加入者資格の喪失年齢に読み替えてご参照ください。

- 資産の「受け取り時期」、「受け取り方法」をご選択される際のポイントは次のとおりです。ご自身のライフプランにあわせ、ご検討ください。  
※ご検討の際に必要な「手数料」および「年金資産評価額」の確認方法は、[P.24・P.26](#)をご覧ください。
- 海外に居住の方の請求手続きや、所定の障害状態に該当する方は、本冊子の裏表紙記載の「お問い合わせ先」にご連絡ください。所定の障害状態の詳細は [P.25](#) をご確認ください。

資産をすくんに受け取る

## 一時金

これまで積み立てた資産を、**全額一括して**受け取る方法です。



※60歳で受け取れない場合があります。詳しくは [P.19](#) をご確認ください。

※具体的なお手続き方法は [P.5~P.14](#)



こんな方におすすめ

◆ 一時的にまとまった資金が必要な方

《税金について》

- お受け取りになった一時金は、「退職所得」として課税対象となりますが、「退職所得控除」の適用が受けられます。 ※詳しくは [P.21](#)

《手数料について》

- 口座管理手数料(運用指図者の月次手数料)：一時金を受け取るまで毎月所定の金額が発生します。
- 給付手数料(振込手数料)：一時金お振込の際、所定の金額が1回のみ発生します。

## 併給

これまで積み立てた資産を、**一部を一時金、残りを年金として**受け取る方法です。(ご加入先の規約等に規定されている場合のみ、このお手続きが可能です。)  
併給での受け取りには「年金」での請求書類が必要です。

※書類のお取り寄せ方法は [P.17](#)



こんな方におすすめ

◆ 定期的に生活資金を受け取りたい方  
◆ 運用益の非課税効果を活かし、資産を増やしながら受け取りたい方

※年金の受取期間中も運用を継続することにより、運用の成果次第では資産総額を増やすことが可能です。

《税金について》

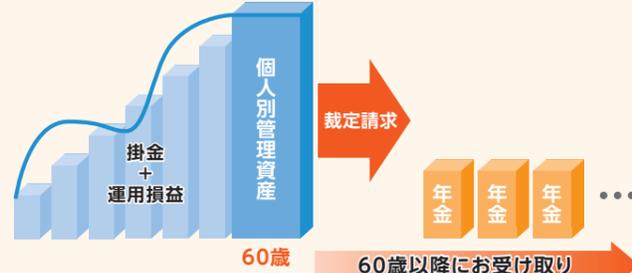
- お受け取りになった年金は、「雑所得」として課税対象となりますが、「公的年金等控除」の適用が受けられます。 ※詳しくは [P.22](#)
- 運用期間中は運用益が非課税となります。

《手数料について》

- 口座管理手数料(運用指図者の月次手数料)：年金のお受け取りが終了するまで毎月所定の金額が発生します。
- 給付手数料(振込手数料)：年金のお振込の際に、毎回所定の金額が発生します。

## 年金

これまで積み立てた資産を、**複数回に分けて(分割して)**受け取る方法です。



※60歳で受け取れない場合があります。詳しくは [P.19](#) をご確認ください。

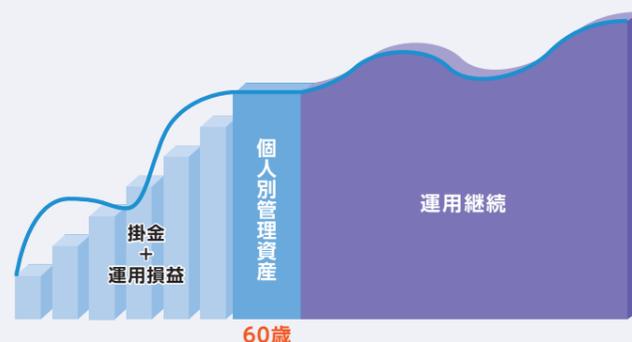
※受け取り方法の詳細は [P.15~P.18](#)

すくんに受け取らず、運用を続ける

## 運用継続

資産のお受け取り手続きを行うまでの間、運用を続けることもできます。

※資産のお受け取り手続き(裁定請求手続き)の期限は、**75歳の誕生日の2日前まで**です。(期限を過ぎた場合は、老齢給付金のお受け取り手続きではない、別のお手続きが必要となります。)  
※お手続き期限までの間で、ご自身がお受け取りをご希望される時期に裁定請求書類をご提出ください。



※「運用継続」をご選択される場合、特段のお手続きは必要ありません。ただし、運用中における各種の注意事項がありますので、これにご留意ください。

注意事項は [P.23~P.25](#)



こんな方におすすめ

◆ 運用益の非課税効果を活かし、資産を増やしたい方

※運用を継続することにより、運用の成果次第では資産総額を増やすことが可能です。

《税金について》

- 運用期間中は運用益が非課税となります。運用益に対し20%程度課税される他の資産形成制度と比べ、確定拠出年金制度での運用は資産を増やすことに向いています。

《手数料について》

- 口座管理手数料(運用指図者の月次手数料)：給付金のお受け取りが完了するまで毎月所定の金額が発生します。

I 「一時金」のお受け取り手続き 5

1 「一時金」お受け取りまでの流れ ..... 6

▶▶▶ 書類の記入・ご提出について

2-1 「老齢給付金裁定請求書(一時金)」記入方法 ..... 7

2-2 「退職所得の受給に関する申告書」記入方法 ..... 9

2-3 「勤務先からの退職金等のお受け取り状況確認書」記入方法 ..... 10

2-4 個人番号(マイナンバー)に関する提出書類について ..... 12

2-5 必要書類のご提出について ..... 12

3-1 裁定結果のご確認 ..... 13

3-2 一時金のお受け取り ..... 13

3-3 一時金のお受け取り日について ..... 14

II 「年金」でのお受け取りをご検討される場合は 15

A 分割取崩年金 ..... 16

B 確定年金 ..... 16

C 終身年金 ..... 16

III より詳しく知りたい方へ 19

1 確定拠出年金の給付金について ..... 19

2 老齢給付金の税金について ..... 21

IV すぐに資産をお受け取りにならない方へ 23

1 今後の各種お取扱い ..... 24

2 住所などの登録内容に変更があるときは ..... 25

3 給付金のお受け取りをご請求されるときは ..... 25

《ご参考》年金資産評価額(基準日における資産の評価額)の確認方法 ..... 26

●「一時金」のお受け取りについては、ご加入先の規約等により、**随時払**と**定時払**が定められており、それによりお取扱いが異なります(詳細はP.14)。

■ **随時払**と**定時払**の確認方法(通知書<sup>(※)</sup>でご確認ください)

企業型の方	個人型の方																		
<p>▼加入者資格喪失及び運用指図者資格取得通知書</p> <p>作成日 20YY.MM.DD</p> <p>220-8122 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー2-2 階</p> <p>確定 随時 様</p> <p>確定拠出年金 加入者資格喪失 及び 運用指図者資格取得通知書</p> <p>契約名/契約番号 7654321 ○△◇企業型確定拠出年金規約</p> <p>企業名/企業番号 7654321 ○△◇株式会社</p> <p>加入者口座番号 0987654321</p> <p>【お問い合わせ先】 0120-1414-92 日本イム・サービス・システム・サポート株式会社</p> <p>コールセンター 給付専用窓口</p> <p>65歳未満の方は個人型確定拠出年金(DeCo)にて 掛金拠出を継続できる場合があります。詳細はこちら。</p> <p>&lt;JIS&amp;T DeCoポータルサイト&gt;</p> <p>平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。 この度、あなた様は法令および規約等の規定に基づき加入者資格を喪失され、企業型年金の運用指図者の資格 を取得されましたのでご連絡いたします。 今後は新たな拠出は行いませんが、引き続き積み立てた資産の運用指図が行えます。 確定拠出年金の60歳以降の資産のお受け取り手続き(これを「老齢給付金の裁定請求手続き」といいます)は、 老齢給付金裁定請求受付開始日から75歳の誕生日の2日前までに行うことができます。 ご不明な点などございましたら、上記の【お問い合わせ先】までご連絡ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 加入者資格喪失日 及び 運用指図者資格取得日</td> <td>20YY年MM月DD日</td> </tr> <tr> <td>(2) 通算加入者等期間</td> <td>YY年MM月</td> </tr> <tr> <td>(3) 老齢給付金裁定請求受付開始日</td> <td>20YY年MM月DD日 (満6X歳)</td> </tr> </table> <p>※上記(1)～(3)の説明は、裏面に記載しております。</p> <p>【ご参考】確定拠出年金の60歳以降の資産のお受け取り手続きについて お受け取り手続きの方法は、ご加入先の規約等によって以下のとおり定められています。</p> <table border="1"> <tr> <td>お振込方法</td> <td>随時払</td> <td>お振込日</td> <td>弊社手続きが完了した次第、速やかにお振込いたします。 (目安として、不備のない書類を提出後、1ヶ月程度)</td> </tr> </table>	(1) 加入者資格喪失日 及び 運用指図者資格取得日	20YY年MM月DD日	(2) 通算加入者等期間	YY年MM月	(3) 老齢給付金裁定請求受付開始日	20YY年MM月DD日 (満6X歳)	お振込方法	随時払	お振込日	弊社手続きが完了した次第、速やかにお振込いたします。 (目安として、不備のない書類を提出後、1ヶ月程度)	<p>▼60歳以降の運用指図者の皆様へ</p> <p>作成日 20YY.MM.DD</p> <p>101-0054 東京都千代田区神田藤町3-2 2階スタジオE4 4 階</p> <p>確定 定時 様</p> <p>個人型 確定拠出年金 60歳以降の運用指図者の皆様へ (ご案内)</p> <p>運営管理機関 株式会社確定拠出年金運営管理</p> <p>契約名/契約番号 90000001 ○◇◇確定拠出年金個人型○○○プラン</p> <p>加入者口座番号 0987654321</p> <p>【お問い合わせ先】 0120-1414-92 日本イム・サービス・システム・サポート株式会社</p> <p>コールセンター 給付専用窓口</p> <p>平素より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。 この度、あなた様は60歳以降の運用指図者になりましたので、確定拠出年金の60歳以降の資産のお受け取り手続き(これを「老齢給付金の裁定請求手続き」といいます)についてご案内いたします。 老齢給付金の裁定請求手続きを行うためには、所定の通算加入者等期間が必要となります。 なお、老齢給付金の裁定請求手続きは、老齢給付金裁定請求受付開始日から75歳の誕生日の2日前までに行うことができます。 ご不明な点などございましたら、上記【お問い合わせ先】までご連絡ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 通算加入者等期間</td> <td>YY年MM月</td> </tr> <tr> <td>(2) 老齢給付金裁定請求受付開始日</td> <td>20YY年MM月DD日 (満6X歳)</td> </tr> </table> <p>※上記(1)と(2)の説明は、裏面に記載しております。</p> <p>【ご参考】確定拠出年金の60歳以降の資産のお受け取り手続きについて お受け取り手続きの方法は、ご加入先の規約等によって以下のとおり定められています。</p> <table border="1"> <tr> <td>お振込方法</td> <td>定時払</td> <td>お振込日</td> <td>裁定手続きが完了した月の翌月20日 (20日が金融機関休業日の場合、翌営業日となります)</td> </tr> </table>	(1) 通算加入者等期間	YY年MM月	(2) 老齢給付金裁定請求受付開始日	20YY年MM月DD日 (満6X歳)	お振込方法	定時払	お振込日	裁定手続きが完了した月の翌月20日 (20日が金融機関休業日の場合、翌営業日となります)
(1) 加入者資格喪失日 及び 運用指図者資格取得日	20YY年MM月DD日																		
(2) 通算加入者等期間	YY年MM月																		
(3) 老齢給付金裁定請求受付開始日	20YY年MM月DD日 (満6X歳)																		
お振込方法	随時払	お振込日	弊社手続きが完了した次第、速やかにお振込いたします。 (目安として、不備のない書類を提出後、1ヶ月程度)																
(1) 通算加入者等期間	YY年MM月																		
(2) 老齢給付金裁定請求受付開始日	20YY年MM月DD日 (満6X歳)																		
お振込方法	定時払	お振込日	裁定手続きが完了した月の翌月20日 (20日が金融機関休業日の場合、翌営業日となります)																

●「一時金」のお受け取りについて  
**随時払** “随時払”と記載しています。  
**定時払** “定時払”と記載しています。

(※) 上記通知書の内容は、法令改正等を踏まえて変更となる場合があります。

# I 「一時金」のお受け取り手続き

## 1 「一時金」お受け取りまでの流れ

### ▶▶▶ 書類の記入・ご提出について

#### 2-1 「老齢給付金裁定請求書(一時金)」記入方法

#### 2-2 「退職所得の受給に関する申告書」記入方法

#### 2-3 「勤務先からの退職金等のお受け取り状況確認書」記入方法

#### 2-4 個人番号(マイナンバー)に関する提出書類について

#### 2-5 必要書類のご提出について

#### 3-1 裁定結果のご確認

#### 3-2 一時金のお受け取り

#### 3-3 一時金のお受け取り日について

### 《ご記入に際しての留意事項》

ご提出いただく書類には、すべてご請求者本人が黒または青のボールペンで、はっきりとご記入ください<sup>(※)</sup>。

- マス目に数字を記入する場合は、記入例にならって、マス目の中にていねいにご記入ください。
- 記入内容を訂正する場合は、訂正箇所には二重線を引き、正しい内容を余白にご記入ください。また、帳票に押印欄がある場合は、訂正例にならって二重線の上に使用した印を押印ください(修正液、修正テープなどのご使用は不可)。

(※)ご請求者本人が記入できない場合は、「裁定請求に係る代筆理由書」のご提出が必要です。

#### ▼数字記入例



#### ▼訂正例



#### ▼受付できない例



- このような場合には、余白に再度押印ください。

## 1 「一時金」お受け取りまでの流れ

- 一時金のご請求からお受け取りまでの流れは以下のとおりです。

### STEP1 必要書類の記入・提出 P.7

- **【ご記入いただく書類】**にご記入・押印ください。
- **【ご記入いただく書類】**と**【ご用意いただく書類】**をあわせてJIS&Tにご提出ください。  
(ご提出の際は、同封の返信用封筒をご利用ください。)  
※ご提出いただいた書類に不備があった場合には、JIS&Tより書面等でその旨をご案内させていただきます。  
(JIS&Tに書類到着後、原則10日前後でお届けいたします。)



#### ご記入いただく書類

- 老齢給付金裁定請求書(一時金)
- 退職所得の受給に関する申告書
- 勤務先からの退職金等のお受け取り状況確認書



#### ご用意いただく書類

- 印鑑登録証明書  
※発行日から3ヶ月以内の原本をご用意ください。
- 「退職所得の源泉徴収票」のコピー  
※今回請求いただく確定拠出年金の老齢給付金以外の退職金等の受け取りが有る場合にご用意ください(詳細はP.11へ)。
- 個人番号確認書類および身元確認書類  
※「個人番号(マイナンバー)に関する提出書類について」をご参照ください(詳細はP.12へ)。

**随時払** 目安として、不備のない状態でJIS&Tに必要書類をご提出いただいてから1ヶ月程度で受け取れます。

**定時払** 毎月20日までに、不備のない状態でJIS&Tに必要書類が到着した場合、原則として当月に裁定が完了し、その翌月20日に受け取れます。書類受付日とお受け取り日の詳細はP.14をご確認ください。

### 裁定(JIS&T)

- JIS&Tで老齢給付金をお受け取りいただける年齢に達していることの確認や、ご提出いただいた書類に不備がないか等の確認を行います。  
なお、裁定が完了し、給付金をお受け取りになることができる場合、スイッチングができなくなります。

### STEP2 裁定結果のご確認 P.13

- JIS&Tでの書類の確認等が完了いたしますと、JIS&Tから「給付金裁定結果通知書」をお送りいたします。
- 「給付金裁定結果通知書」で給付金をお受け取りになることができるかをご確認ください。

### 運用商品の売却(JIS&T)

- 給付金をお受け取りになることができる場合、JIS&Tにおいて個人別管理資産の現金化(運用商品の売却)を行います。

### STEP3 一時金のお受け取り P.13

- 一時金のお受け取り日についての詳細は、P.14をご確認ください。
- 振込日、振込金額は、JIS&Tからお送りする「お振込報告書」でご確認ください。  
(「お振込報告書」は、原則振込日の3日前までには到着するよう発送いたします。)

## ▶▶▶書類の記入・ご提出について

### 2-1 「老齢給付金裁定請求書 一時金」記入方法

- 老齢給付金の請求に必要な書類です。以下の記入方法を確認のうえ、ご記入ください。

#### 《記入方法》

##### 1 加入情報

- JIS&Tより送付させていただいた「加入者資格喪失及び運用指図者資格取得通知書」または「60歳以降の運用指図者の皆様へ」(以下、両方をあわせて「通知書」と呼びます。)に記載されている内容を参照のうえご記入ください。

##### 1 基礎年金番号

- ご自身の年金手帳等に記載された基礎年金番号をご記入ください。  
(年金手帳等がお手元がない場合の基礎年金番号の確認方法については日本年金機構の案内等をご確認ください。)

##### 2 契約番号・契約名・加入者口座番号・加入者氏名・加入者実印

- JIS&Tより送付させていただいた通知書を参照のうえ、ご記入ください。  
(P.8「《記入例》老齢給付金裁定請求書(一時金)」の1をご参照ください)

##### ●加入者実印欄

ご用意いただいた「印鑑登録証明書」の印(実印)と同じ印鑑を押印してください。  
※ご本人様確認をご提出の「印鑑登録証明書」により行います。

##### 2 住所・連絡先等

##### 3 生年月日・性別・住所・自宅等TEL・日中の連絡先TEL

- 住所欄  
ご用意いただいた「印鑑登録証明書」の住所と同じ住所をご記入ください。  
また、「印鑑登録証明書」記載の住所以外への郵送物の送付はできかねますのでご了承ください。
- 日中の連絡先TEL欄  
お振込等の関係で、ご連絡させていただく場合がございます。  
※ご連絡がとれない場合、お振込が遅れる場合がありますので、日中のご連絡先を必ずご記入ください。

##### ■住所・連絡先等に変更がある場合

- ご登録内容に変更がある場合は、早めにお手続きください。

**企業型の方** 住所・電話番号の変更に限り、裁定が完了するまではインターネットサービスでお手続きを行うことができます。  
その他項目の変更や書類でのお手続きの場合は、本冊子の裏表紙記載の「お問い合わせ先」にご連絡ください。お手続きに必要な書類を発送させていただきます。

**個人型の方** 印鑑登録証明書の住所と、登録されている住所(通知書記載の住所)が異なる場合は、住所変更のお手続きが必要です。  
個人型年金の加入手続きをされた金融機関にご連絡いただき、お手続きに必要な書類をお取り寄せください。

##### 3 一時金受取口座(ご加入者本人の口座)

- 本欄は、給付金をお受け取りになるための口座です。必ず、加入者ご本人様名義の口座をご記入ください。

##### 4 口座名義人(フリガナ)

- 金融機関口座の表記に合わせた口座名義人(フリガナ)をご記入ください。  
姓と名の間は、1マス空け、濁点「・」、半濁点「゜」は、1マスを使用してご記入ください。

##### 5 金融機関名

- ゆうちょ銀行以外の金融機関、またはゆうちょ銀行のどちらかを選択し、ご記入ください。  
※金融機関コード・支店コードがご不明な場合は、ご指定の金融機関にご確認ください。

##### ■ゆうちょ銀行口座をご指定の場合

ゆうちょ銀行口座は、「送金機能付き」の通帳をお持ちの場合に限りご指定が可能です。ご不明な場合は、ゆうちょ銀行の窓口でご確認ください。請求書へ記入する際は「通帳記号」と「通帳番号」をご記入ください。

## ▼《記入例》老齢給付金裁定請求書(一時金)

確定拠出年金 老齢給付金裁定請求書 (一時金)

※老齢給付金を全額一時金で受給される場合に提出してください。

記入年月日 20XX年X月X日

日本イハ・ス・リ・フ・ア・ド・カ・ブ・株式会社 御中  
私は確定拠出年金の老齢給付金裁定を請求します。  
当該給付金の支給のために運用商品が売却される日については、規約もしくは貴社の定めるところにより取り扱ってください。なお、何らかの事情により予定日に売却が行われない場合には、当該事由が消失した後すみやかに売却されるよう取り扱ってください。  
また、給付関連業務(※)の遂行のために、私の個人情報(本書およびその他提出書類に記載された情報、ならびにJIS&Tが記録している個人情報をいいます。)が本書裏面の利用目的にいたが取り扱われることに同意します。  
(※)給付関連業務とは、本裁定請求に基づきJIS&Tおよび関係機関により行われる給付金の支給その他の業務をいいます。

記入前の確認事項  
・この帳票は老齢給付金を「年金(分割)」または「併給(一部を一時金、残りを年金(分割)で受取)」でご請求される場合にはご使用になれません。  
・この請求書は加入者(または加入者であった方)ご自身で記入してください。太線枠内は必ず記入してください。  
・法令により、老齢給付金裁定請求書(本請求書)には「基礎年金番号」も記載いただく必要があります。

1 基礎年金番号 9999-999999

2 契約番号 0000001 契約名 ○○○○確定拠出年金プラン

加入者口座番号 0000012345 加入者氏名 確定 次郎 実印※1

生年月日 19XX0221 性別 男 女

住所※1 印鑑証明書(印鑑登録証明書)の住所をご記入ください。  
〒220-8122 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1  
金融機関口座の表記に合わせた口座名義人(フリガナ)を必ずご記入ください。  
姓と名の間は1マス空け、(濁点)・(半濁点)は1マスを使用してご記入ください。

4 口座名義人 カクテイ シ・ロウ

5 金融機関名 1234567 〇〇〇〇 〇〇〇〇 本店 本所 支所

預金種目※4 〇〇〇〇 口座番号(右つめて記入) 1234567

郵便局 通帳記号※5 通帳番号※5

記入上の注意  
※1: 印鑑登録の印(実印)を押してください。住所は印鑑証明書(印鑑登録証明書)の住所をご記入ください。  
※2: 口座名義人(フリガナ)を必ず記入のうえ、金融機関または郵便局のいずれかを選んでご記入ください。  
※3: 金融機関コード、支店コード欄は金融機関に確認してご記入ください。  
※4: 預金種目は該当する数字をチェックしてください。  
※5: 郵便局(ゆうちょ銀行)の場合、振込ができない口座の場合があります。窓口で振込可能な口座であることを確認のうえ、ご記入ください。

1 下図をご参照のうえ転記

作成日 20YY.MM.DD

220-8122 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ラン  
ドマークタワー2階  
確定 随時 様

確定拠出年金  
加入者資格喪失及び  
運用指図者資格取得通知書  
契約名/契約番号 7654321  
○△□企業型確定拠出年金規約  
企業名/企業番号 7654321  
○△□株式会社  
加入者口座番号 0987654321  
【お問い合わせ先】 120-1414-92  
日本イハ・ス・リ・フ・ア・ド・カ・ブ・株式会社  
コールセンター・給付専用窓口

個人型 確定拠出年金  
60歳以降の運用指図者の皆様へ  
(ご案内)  
運営管理機関  
株式会社確定拠出年金運営管理  
契約名/契約番号 90000001  
○○○確定拠出年金個人型○○○プラン  
加入者口座番号 0987654321  
【お問い合わせ先】 120-1414-92  
日本イハ・ス・リ・フ・ア・ド・カ・ブ・株式会社  
コールセンター・給付専用窓口

企業型の方 個人型の方

ご提出いただいた書類に記入上の不備があった場合、「訂正手続き」をお願いすることがあります。  
すみやかな給付金お受け取りのためにも記入漏れのないよう、再度内容をご確認ください。

※上記通知書の内容は、法令改正等を踏まえて変更となる場合があります。

## 2-2 「退職所得の受給に関する申告書」記入方法

- 「退職所得の受給に関する申告書」は、確定拠出年金の老齢給付金をお受け取りになる際に、税制上の優遇措置（P.21）を受けるためにご提出いただく書類です。
- なお、「退職所得の受給に関する申告書」をご提出いただかない場合は、所得税および復興特別所得税として、お支払金額に20.42%の税率を乗じた金額が源泉徴収されます。また、住民税について、延滞金が徴収されることがあります。

### ■記入時の留意事項

- 「退職所得の源泉徴収票」（コピー）の記載内容およびJIS&T保有の登録情報によって確認できる項目について、**空欄のままご提出された場合や、誤りがある場合、JIS&Tが補記・訂正のうえ手続きを進めさせていただきますので、あらかじめご了承ください。**
- なお、①～④については、JIS&Tでは補記・訂正ができませんので、以下の記入例を確認のうえ漏れなくご記入ください。
- A欄③およびB欄以降の記入方法については、「退職所得の受給に関する申告書」裏面をご覧ください。

### ▼《記入例》退職所得の受給に関する申告書 退職所得申告書

確定拠出年金用

年 月 日

税務署長 殿

年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書

確定拠出年金の拠出者（氏名）

確定拠出年金の拠出者（住所）

確定拠出年金の拠出者（法人番号）

1 現住所 〒220-8122 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1

2 氏名 確定 次郎

3 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

4 その年の1月1日現在の住所 同上

この欄にはすべての人が記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要はありません）

A ① 確定拠出年金資産を受け取ることになった年月日

② 退職時の取扱い区分等

③ 確定拠出年金資産（移行した資産を含む）の拠出期間（確定拠出年金掛金の拠出期間）（1年未満切上げ）

④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての拠出期間

⑤ ③と④の通算拠出期間（1年未満切上げ）

うち 特定役員等拠出期間

うち 一般拠出期間との重複拠出期間

うち 短期拠出期間との重複拠出期間

うち 特定役員等拠出期間

支払日（年 月 日）

生活扶助の有無

自 年 月 日 至 年 月 日

自 年 月 日 至 年 月 日

自 年 月 日 至 年 月 日

自 年 月 日 至 年 月 日

自 年 月 日 至 年 月 日

自 年 月 日 至 年 月 日

自 年 月 日 至 年 月 日

自 年 月 日 至 年 月 日

### 《記入方法》

- 1 現住所**  
現在の住所（「印鑑登録証明書」の住所と同じ住所）をご記入ください。
- 2 氏名**  
氏名をご記入ください。
- 3 個人番号**  
個人番号（マイナンバー）の12桁の数字をご記入ください。
- 4 その年の1月1日現在の住所**  
確定拠出年金の老齢給付金をお受け取りになる年の1月1日時点の住所（住民票上の住所）をご記入ください。

#### ※生活扶助の有無について

- 老齢給付金をお受け取りになる年の1月1日時点で、生活保護法による生活扶助を受けている場合は「有」に○をご記入ください。それ以外は、「無」に○をご記入ください。なお「有」に○をご記入いただいた場合は、追加で証明書のご提出をご依頼させていただきます。未記入の場合は「無」として取り扱い、お手続きを進めさせていただきます。あらかじめご了承ください。

※上記申告書の様式は、法令改正等を踏まえて変更となる場合があります。

## 2-3 「勤務先からの退職金等のお受け取り状況確認書」記入方法

- この書類は、今回請求いただく確定拠出年金の老齢給付金以外の退職金等（※）のお受け取り状況を確認するためにご提出いただくものです。記入いただいた内容は、確定拠出年金の老齢給付金の税務処理に使用させていただきます。
  - 「勤務先からの退職金等のお受け取り状況確認書」のフローに従いご記入ください。**退職金等のお受け取りの有無、お受け取り時期について、ご不明な場合には、勤務先に確認いただき、正確な記入をお願いいたします。**
- （※）退職金等…「勤務先からの退職金（一時金）」、「企業年金制度（確定給付企業年金・厚生年金基金・中小企業退職金共済等）からの一時金」または「今回請求いただく老齢給付金以外の確定拠出年金からの一時金」

### ▼《記入例》勤務先からの退職金等のお受け取り状況確認書

勤務先からの退職金等のお受け取り状況確認書

記入年月日 20XX0131

日本イバ・システム・アンド・テクノロジー株式会社 御中  
私は退職所得に関する受け取り状況をお知らせいたします。

契約番号 000000 / 加入者口座番号 00000 / 加入者氏名 確定 次郎

勤務先からの退職金等（※1）のお受け取り状況について、以下のフローに沿ってご確認のうえ、ご記入ください。（以下は、老齢給付金をお支払いする際の税務処理を行うために確認が必要な事項となります。）

今回ご請求いただく老齢給付金の他に、勤務先からの退職金、企業年金等（国民年金や厚生年金などの公的年金は含みません。）からの「一時金」のお受け取り（またはお受け取りの予定）はありますか？  
※ 老齢給付金をお受け取りになる年および前年以前19年以内に受け取られた、または今後受け取られる予定の退職金等についてご記入ください。

ある → 以下の項目を未記入のまま、本確認書をご提出ください。

ない → 以下の項目を未記入のまま、本確認書をご提出ください。

次のQ1～Q3についてご確認いただき、①②のうち該当するものに○（丸印）をご記入ください。（該当しない項目は未記入で構いません。）

⇒①に○をご記入いただいた退職金等については、「退職所得の源泉徴収票」（裏面ご参照）のコピーをご提出ください。

⇒②に○をご記入いただいた場合は、後ほど「退職所得の源泉徴収票」のご提出を依頼させていただきます。

Q1 勤務先からの退職金（一時金）のお受け取り（またはお受け取り予定）はありますか？

① 老齢給付金をお受け取りになる年または前年以前19年以内に受け取った。

② これから受け取り予定である。  
受取予定時期 20 年 月 日頃 ※可能な範囲で正確にご記入ください。

Q2 勤務先の企業年金制度からの一時金のお受け取り（またはお受け取り予定）はありますか？  
※ 企業年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、中小企業退職金共済等のことをいいます。

① 老齢給付金をお受け取りになる年または前年以前19年以内に受け取った。

② これから受け取り予定である。  
受取予定時期 20 XX 年 02 月 21 日頃 ※可能な範囲で正確にご記入ください。

Q3 今回ご請求される確定拠出年金の他に、別の確定拠出年金からの一時金のお受け取り（またはお受け取り予定）はありますか？

① 老齢給付金をお受け取りになる年または前年以前19年以内に受け取った。

② これから受け取り予定である。

（※1）「勤務先からの退職金（一時金）」および「企業年金制度（確定給付企業年金・厚生年金基金・中小企業退職金共済等）や確定拠出年金制度からの一時金」のことをいいます。現在の勤務先、および以前の勤務先からの退職金についても含まれます。

● Q2、Q3について、全額年金（分割）受取をご選択された場合は、該当欄に「○」のご記入は不要です。

● 「○」をご記入いただいた退職金等の「退職所得の源泉徴収票」のご提出がない場合、老齢給付金のお手続きを進められない場合がありますので、ご留意ください。

● 退職金等のお受け取りの有無、お受け取り時期が不明な場合には、勤務先等にご確認のうえ、ご記入願います。

※裏面もご確認ください。

Japan Investor Solutions & Technologies Co.,Ltd. No.0271305 22.05

### 《記入方法》

- 1 契約番号・加入者口座番号・加入者氏名**  
JIS&Tより送付の通知書等を参照のうえ、ご記入ください。

今回請求いただく確定拠出年金の老齢給付金以外の退職金等の受け取りがある場合、その**退職所得の源泉徴収票のコピー（P.11）**を返信用封筒に同封しご提出ください。

- 「退職所得の源泉徴収票」は、確定拠出年金の老齢給付金の税務処理を行うために必要となるものです。
  - 今回請求いただく確定拠出年金の老齢給付金をお受け取りになる年および前年以前19年以内<sup>(※1)</sup>に、退職金等<sup>(※2)</sup>のお受け取りがある場合は、源泉徴収税額の有無にかかわらず、その「退職所得の源泉徴収票」のコピーを返信用封筒に同封しご提出ください。
- (※1)例えば老齢給付金のお受け取りが西暦2024年になる場合、西暦2005年から西暦2024年までの期間が該当します。
- (※2)「勤務先からの退職金(一時金)」、「企業年金制度(確定給付企業年金・厚生年金基金・中小企業退職金共済等)からの一時金」または「今回請求いただく老齢給付金以外の確定拠出年金からの一時金」が該当します。

### ▼「退職所得の源泉徴収票」サンプル

年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

個人番号	住所又は居所	氏名	氏名
支払を受ける者	平成 年 月 1日の住所	(役職名)	
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額
所得税第201条第1項第1号並びに地方税第50条の6第1項第1号及び第325条の6第1項第1号適用分	円	円	円
所得税第201条第1項第2号並びに地方税第50条の6第1項第2号適用分	円	円	円
所得税第201条第3項並びに地方税第50条の6第2項及び第325条の6第2項適用分	円	円	円
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日
(概要)			
個人番号又は法人番号	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称	(右語で記載してください)
支払者		(電話)	
整理欄	①	②	

この部分「○年」が、老齢給付金をお受け取りになる年および前年以前19年以内に該当する場合、ご提出が必要となります。

〈例〉確定拠出年金の老齢給付金のお受け取りが西暦2024年になる場合、西暦2005年から西暦2024年までの期間が該当します。

⚠️ **「退職所得の源泉徴収票」がお手元にない場合**  
「退職所得の源泉徴収票」が紛失等によってお手元にない場合には、発行元(勤務先等)に再発行をご依頼ください。

⚠️ 現在お受け取り手続き中の退職金等がある場合は、その退職金等に関する「退職所得の源泉徴収票」がお手元に届いてから、老齢給付金の請求手続きを行ってください。

- 勤務先からの退職金等をお受け取りになる前に、確定拠出年金の老齢給付金裁定請求手続きを行った場合、後日JIS&Tより「退職所得の源泉徴収票」のコピーのご提出をお願いする場合があります。その場合、「退職所得の源泉徴収票」のコピーを提出いただくまで、JIS&Tの裁定手続きを保留させていただきます。
- 「退職所得の源泉徴収票」の提出漏れがあると、延滞税・不納付加算税等が発生することがありますのでご注意ください。

## 2-4 個人番号(マイナンバー)に関する提出書類について

- 老齢給付金をお受け取りになる方には、「退職所得の受給に関する申告書」に記載された個人番号に関する書類の提出が必要です。支払者は、法律(所得税法、国税通則法等)上の義務として、給付金のお支払時に作成する支払調書等に個人番号の記載をする必要があるためです。

《ご提出が必要となる書類》

### 1 個人番号カードをお持ちの方

- 個人番号カードのコピー(表面と裏面の両方が必要です)
  - ▼個人番号カードのイメージ(※個人番号カードは個人番号通知カードとは異なります)

表面(身元確認書類)



裏面(個人番号確認書類)



### 2 個人番号カードをお持ちでない方

- ①と②の書類をご提出ください(有効期限があるものは、当該期限内のものをご提出ください)。

①個人番号確認書類  
以下の書類のいずれかひとつのコピー

- ・個人番号通知カード(変更後の記載がある場合は裏面も提出)(注1)
- ・個人番号が記載された住民票の写し
- ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書

※住民票コードの記載が無いものをご提出ください。

+

②身元確認書類  
以下の書類のいずれかひとつのコピー

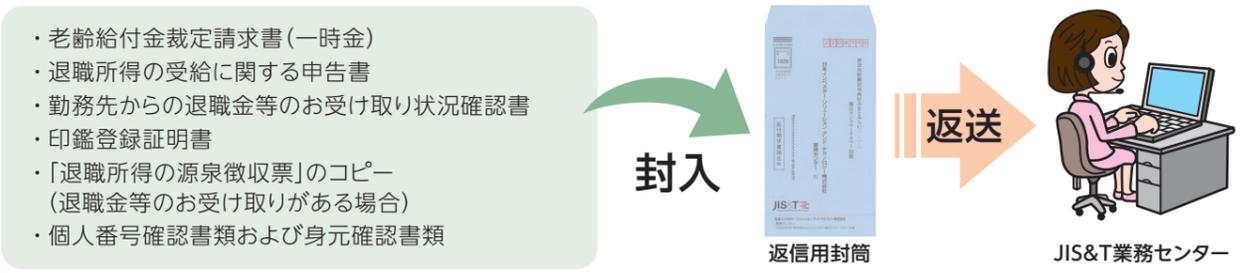
- ・運転免許証 [変更後の記載がある場合は裏面も提出]
- ・運転経歴証明書
- ・旅券(パスポート) ・各種福祉手帳
- ・特別永住者証明書 ・写真身分証明書

※上記書類をご用意できない場合、各種年金手帳及び各種健康保険証の両方のコピーをご提出ください。(注2)

※「本籍」、「基礎年金番号」が記載されている場合は、黒塗りしたものをご提出ください。  
 ※各種健康保険証のコピーをご提出いただく場合、被保険者等の「記号」・「番号」および「保険者番号」を黒塗りしてください。  
 ※氏名・生年月日(または住所)が確認できるよう、コピーをおとりください。  
 (注1)個人番号通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている内容と一致している場合のみ、個人番号の証明書類として個人番号通知カードを使用できます。  
 (注2)各種年金手帳は印刷記載された氏名、住所等に変更がない場合のみ、身元確認書類として使用できます。

## 2-5 必要書類のご提出について

- 必要書類がそろいましたら、同封の「返信用封筒」に封入のうえ、JIS&T業務センターまでご郵送ください。(簡易書留等の郵便オプションサービスをご利用いただけますが、追加料金については郵便局の窓口にてご確認ください。)



- 必要書類をJIS&Tへご提出いただきますと、JIS&Tにおいて裁定を行います。

⚠️ **裁定完了後のご利用制限**

- 裁定が完了し、給付金をお受け取りになることができる場合、スイッチングができなくなります。なお、残高確認・取引履歴はお振込後1年間、インターネットサービスで照会が可能です。

### 3-1 裁定結果のご確認

- JIS&Tからお送りする「給付金裁定結果通知書」によって、裁定結果(支給または不支給)および振込先等をご確認ください。

#### ▼給付金裁定結果通知書

**確定拠出年金 給付金裁定結果通知書**

220-8122 神奈川県横浜市西区 みなとみらい2-2-1

確定 次郎 様

確定拠出年金 給付金裁定結果通知書

契約名/契約番号 000001  
 OOO確定拠出年金プラン  
 企業名/企業番号 000001  
 OOO株式会社  
 加入者/加入番号 000012345  
 確定 次郎 様  
 資産管理機関 △△△△資産運用株式会社  
 証券口座管理番号 000011  
 日本年金機構(年金) 000011  
 日本年金機構(年金) 000011  
 連絡先 JIS&T(ジスアンドティ)  
 【お問い合わせ先】 XXX-XXX-XXXX

作成日 20YY.MM.DD

老齢給付金(一時金)お支払いのご連絡

早業より格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。  
 さて、この通知書に添付いたしました給付金の裁定結果につきまして以下のとおり決定いたしましたのでご通知申し上げます。

ご請求書番号 確定 次郎  
 確定拠出年金 給付金裁定結果通知書  
 確定完了年月日 20YY年MM月DD日

裁定結果 支給

確定拠出年金給付金(一時金) 20YY年MM月DD日  
 給付金(一時金) 20YY年MM月DD日  
 ※実際の支給年月日・支給額については、後日弊社からお送りする「お振込報告書」にてご確認ください。

振込先金融機関名 OOO銀行  
 店名 OOO支店  
 口座番号 XXX-XXXX  
 口座種別 当座  
 口座開設人 JIS&T

● 裁定結果  
● 振込先等

※ご加入先の規約等の定めによっては、記載されている項目が異なる場合があります。

### 3-2 一時金のお受け取り

- 裁定結果が「支給」の場合、一時金のお受け取りができます(ご指定の一時金受取口座に振り込まれます)。振込金額等については、JIS&Tからお送りする「お振込報告書」でご確認ください。
- 「お振込報告書」は、原則振込日の3日前までには到着するよう発送いたします。
- 「お振込報告書」には、一時金の「退職所得の源泉徴収票」が同封されています。あわせて内容をご確認ください。

#### ▼お振込報告書【老齢給付金】

220-8122 神奈川県横浜市西区 みなとみらい2-2-1

確定 次郎 様

確定拠出年金 お振込報告書【老齢給付金】

契約名/契約番号 000001  
 OOO確定拠出年金プラン  
 企業名/企業番号 000001  
 OOO株式会社  
 加入者/加入番号 000012345  
 確定 次郎 様  
 資産管理機関 △△△△資産運用株式会社  
 証券口座管理番号 000011  
 日本年金機構(年金) 000011  
 日本年金機構(年金) 000011  
 連絡先 JIS&T(ジスアンドティ)  
 【お問い合わせ先】 XXX-XXX-XXXX

作成日 20YY.MM.DD

老齢給付金(一時金)お支払いのご連絡

早業より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
 通知につきまして、以下の通りお手続きが完了いたしましたのでご報告いたします。  
 ご不明な点等ございましたら、上記の【お問い合わせ先】までご連絡くださいようお願いいたします。

振込日 20YY年MM月DD日  
 振込額 XXX,XXX 円

振込先金融機関名 OOO銀行  
 店名 OOO支店  
 口座番号 XXX-XXXX  
 口座種別 当座  
 口座開設人 JIS&T

● 振込日  
● 振込額  
● 振込先金融機関名等

振込額の内訳

給付金(一時金) (合計) XXX,XXX 円

①個人別管理資産(合計) XXX,XXX 円

②退職所得(合計) XXX,XXX 円

③振込手数料(合計) XXX,XXX 円

④振込手数料(合計) XXX,XXX 円

⑤振込手数料(合計) XXX,XXX 円

⑥振込手数料(合計) XXX,XXX 円

⑦振込手数料(合計) XXX,XXX 円

※金融機関の取り扱いにより、必ずしも金融機関の営業開始時点では、ご指定の一時金受取口座に入金完了していませんので、ご了承ください。

### 3-3 一時金のお受け取り日について

- お受け取り日の取扱いはお加入先の規約等により決まっており、通知書の表面に記載しております。記載箇所については、INDEX( P.4 )をご覧ください。

#### 随時払

- 目安として、不備のない状態でJIS&Tに必要な書類をご提出いただいてから1ヶ月程度で受け取れます。
- 裁定手続の完了後に、速やかに個人別管理資産の現金化(運用商品の売却)を行います。

#### 定時払

- 毎月20日までに、不備のない状態でJIS&Tに必要な書類が到着した場合、原則として当月に裁定が完了し、裁定が完了した月の翌月20日に受け取れます。(20日が金融機関休業日の場合、お受け取りは翌営業日になります。)
- 裁定手続が完了した月の翌月初旬(原則第1営業日)に、個人別管理資産の現金化(運用商品の売却)を行い、その月(裁定が完了した月の翌月)の20日に受け取れます。

#### 【書類受付日・裁定完了月・お受け取り日】

書類受付日	裁定完了月	お受け取り日(裁定完了月の翌月20日)
毎月20日まで (土日・祝日の場合は、前営業日)	書類が到着した月	書類到着月の翌月20日
毎月21日以降	書類到着の翌月	書類到着月の翌々月20日

#### ■ 11月・12月に全額または一部を一時金で請求する場合

確定拠出年金老齢給付金(一時金)の課税年分は、その支払日によって決まります。本年中に支払う場合と、翌年の支払いになる場合で、税務処理が異なるため、年末をまたぐ支払日については調整し対応いたします。ご提出いただく「退職所得の受給に関する申告書」の「その年1月1日現在の住所」の記載も課税年分に応じたものを記載いただくこととなりますので、下記の支払予定の年度についてご注意ください。なお、調整した結果、翌年の支払いになる場合で、「その年1月1日現在の住所」が「現住所」と相違する場合、ともに「現住所」記載の住所としてお取り扱いいたします。「退職所得の受給に関する申告書」の「その年1月1日現在の住所」「現住所」は P.9 をご参照ください。

**定時払** 11月20日(土日・祝日の場合は前営業日)までに不備のない書類が到着した場合は、本年中の支払予定となります。11月21日以降に到着した場合は翌年の支払予定となります。

**随時払** 目安として11月20日まで(土日・祝日の場合は前営業日)に不備のない書類が到着した場合は本年中の支払予定、11月21日以降に到着した場合は翌年支払となる可能性があります。また、12月以降書類受付の場合は翌年支払予定となります。営業日数により年内支払の受付締め日が変わりますので、随時払契約で11月下旬に書類を提出される場合は事前に本冊子裏表紙記載の【お問い合わせ先】にご連絡ください。

〈例〉11月10日に不備のない状態で書類を発送する場合(本年中の支払予定)  
 「退職所得の受給に関する申告書」の「その年1月1日現在の住所」は本年1月1日の住所をご記入ください。

〈例〉12月10日に不備のない状態で書類を発送する場合(翌年の支払予定)  
 「退職所得の受給に関する申告書」の「その年1月1日現在の住所」は翌年1月1日の住所をご記入ください。

#### 参考

#### ■ 裁定手続が保留になる場合

- 住所等の登録情報の変更が完了していない場合、変更手続が完了するまでの間、裁定手続が保留になります。
- 今回ご請求いただく老齢給付金では通算加入者等期間(詳細は P.19 )が足りず、裁定請求の要件を満たさない場合は、他に確定拠出年金制度の加入記録があるかの確認を行う間、裁定手続が保留になります。(※)
- (※) 確認の結果、通算加入者等期間に基づく裁定請求の要件を満たさない場合は裁定請求は不可となります。
- 他の確定拠出年金制度等からの移換手続を行っている場合は、その資産および加入記録の引き継ぎが完了するまでの間、裁定手続が保留になります。
- 次の場合は、個人別管理資産が確定するまで裁定手続が保留となります。

**企業型の方** 最終掛金の入金または制度移行金の入金完了していない場合等

**個人型の方** 個人型の加入者期間があり最終掛金の入金完了していない場合等  
 特に、老齢給付金の裁定請求受付開始日直前まで加入者であった(掛金を納められた)方の場合、老齢給付金の裁定請求受付開始日が属する月の翌月以降の裁定完了となります。

#### ■ 予定していた振込日より遅くなる場合

- 個人別管理資産の現金化(運用商品の売却)を行う際に、定期預金の満期やその他の事由(※)によって運用商品の売却手続きがすぐにはできないことがあります。この場合、当該事由の解消後に売却手続きを行うため、予定していた振込日より遅くなる場合があります。
- 運用商品によっては、商品の特性上売却手続きに日数を要する場合があります。それによって予定していた振込日より遅くなる場合があります。(※)スイッチング手続き中、手数料収納(資産取崩)、市場休業日、投信償還等

## Ⅳ 「年金」でのお受け取りをご検討される場合は

### A 分割取崩年金

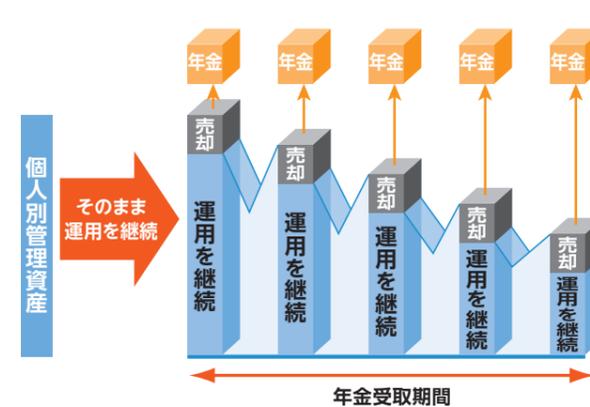
### B 確定年金

### C 終身年金

「年金」でお受け取りになる場合のイメージは以下のとおりです。

### A 分割取崩年金…ご自身で運用を続けながら、一定の期間で分割して受け取る方法

- Aの方法でのお受け取りをご希望の方は、次のページ(P.17)をご覧ください。



◆ ご自身で運用を続けながら、年金を受け取りたい方

こんな方におすすめ

#### 《受け取り方法》

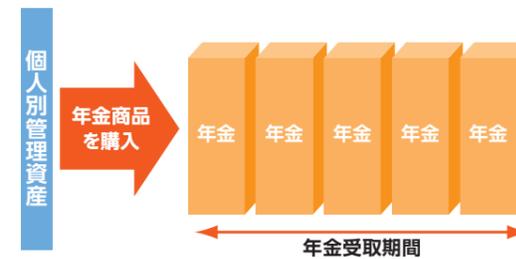
- 保有している個人別管理資産の現金化(運用商品の売却)を行い、年金を受け取る方法

#### 《主な特徴》

- 受取期間中も、ご自身で運用を続けることができ、その運用結果により受取総額が変動します。
- 受取期間中に亡くなられた場合、残りの年金資産は「死亡一時金」としてご遺族に支給されます。

- B・Cは、生命保険会社等が提供する年金商品(年金給付専用商品)を購入する方法です。
- 年金商品でのお受け取りが選択できるかは、ご加入先の規約等により異なります。
- B・Cのお受け取り方法をご希望の方は、本冊子の裏表紙記載の[お問い合わせ先]にご連絡ください。商品の購入に必要な金額等を記載した資料をお送りいたします。

### B 確定年金…年金給付専用の商品を購入し、一定の期間で決まった金額を受け取る方法



◆ 毎回決まった年金額を一定の期間で受け取りたい方

こんな方におすすめ

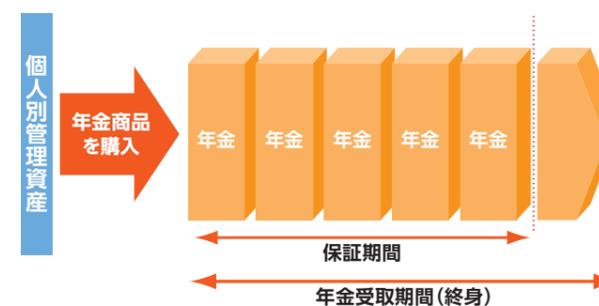
#### 《受け取り方法》

- 年金開始時に年金商品(年金給付専用商品)を購入します。
- 年金の金額は、生命保険会社等で計算されます。

#### 《主な特徴》

- 年金商品を購入した後は、他の商品へスイッチングを行うことができません。
- 受取期間中に亡くなられた場合、残りの期間に応じた所定の金額が「死亡一時金」としてご遺族に支給されます。

### C 終身年金…年金給付専用の商品を購入し、終身にわたり、決まった金額を受け取る方法



◆ 毎回決まった年金額を終身(生涯にわたって)で受け取りたい方

こんな方におすすめ

#### 《受け取り方法》

- 年金開始時に年金商品(年金給付専用商品)を購入します。
- 年金の金額は、生命保険会社等で計算されます。

#### 《主な特徴》

- 年金商品を購入した後は、他の商品へスイッチングを行うことができません。
- 保証期間中に亡くなられた場合、残りの保証期間に応じた所定の金額が「死亡一時金」としてご遺族に支給されます。

- 「年金」でのお受け取りは、ご加入先の規約等により、受け取り期間や年間での受け取り回数が異なっております。ご指定できるお受け取り期間等については、通知書の裏面に記載しております。
- 「年金」でのお受け取りをご希望の場合は、本冊子の裏表紙記載の「お問い合わせ先」へお申し出いただくか、今回同封いたしました「老齢給付金裁定請求書(年金)送付依頼書」に必要事項をご記入いただき、必要書類をお取り寄せください。  
(一部を一時金、残りを年金として受け取る方法(併給)も「年金」での請求書類が必要です。併給でお受け取りを選択できるかは、通知書の表面に記載しております。)

▼通知書(裏面)

※分割取崩年金のお受け取りイメージは次のページ(P.18)をご覧ください。

●年金(分割)でお受け取り手続きを行う場合(○のついた項目が選択可能です)

お振込日	振込月の20日	金融機関休業日の場合、翌営業日となります。																																																																																											
ご指定できるお受け取り期間(支給予定期間)	5年 6年 7年 8年 9年 10年 11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 終身※																																																																																												
※規約に定めがあっても、生命保険会社等が提供する終身年金のお取扱いが無い場合は、選択できません。																																																																																													
ご指定できる年間でのお受け取り回数(支給予定回数)及び振込月	<table border="1"> <tr> <th>回数</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> </tr> <tr> <td>年1回</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年2回</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年3回</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年4回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年6回</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年12回</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		回数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年1回	○												年2回		○		○									年3回			○		○				○				年4回				○		○				○			年6回					○			○			○		年12回												○
回数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月																																																																																	
年1回	○																																																																																												
年2回		○		○																																																																																									
年3回			○		○				○																																																																																				
年4回				○		○				○																																																																																			
年6回					○			○			○																																																																																		
年12回												○																																																																																	
基本支給方式	<input type="radio"/> ①振込月から経過した月数に相当する年金額を支払う方式(経過月払) <input type="radio"/> ②振込月から経過した月数に関係なく、当回分の年金額を支払う方式(回数払)																																																																																												

1 年金のお受け取り日(お振込日)

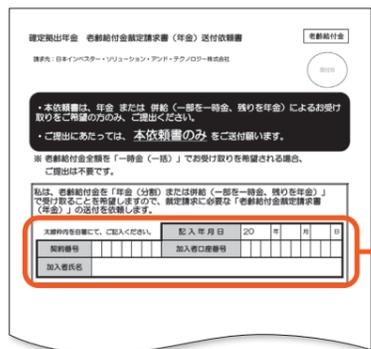
2 お受け取り期間(支給予定期間)

3 年間でのお受け取り回数(支給予定回数)

4 基本支給方式

STEP1 必要書類の記入・提出

- 同封されている「老齢給付金裁定請求書(年金)送付依頼書」に必要事項をご記入いただき、JIS&T宛にご提出ください。  
※他の手続き書類を同封せず、必ずこの書類のみご提出ください。  
※年金のお受け取りに必要な書類をお取り寄せいただくための書類です。  
※同封の返信用封筒をご利用ください。



- 記入項目
- 記入年月日
  - 契約番号
  - 加入者口座番号
  - 加入者氏名

STEP2 「年金」のお受け取り手続きに必要な書類のお受け取り

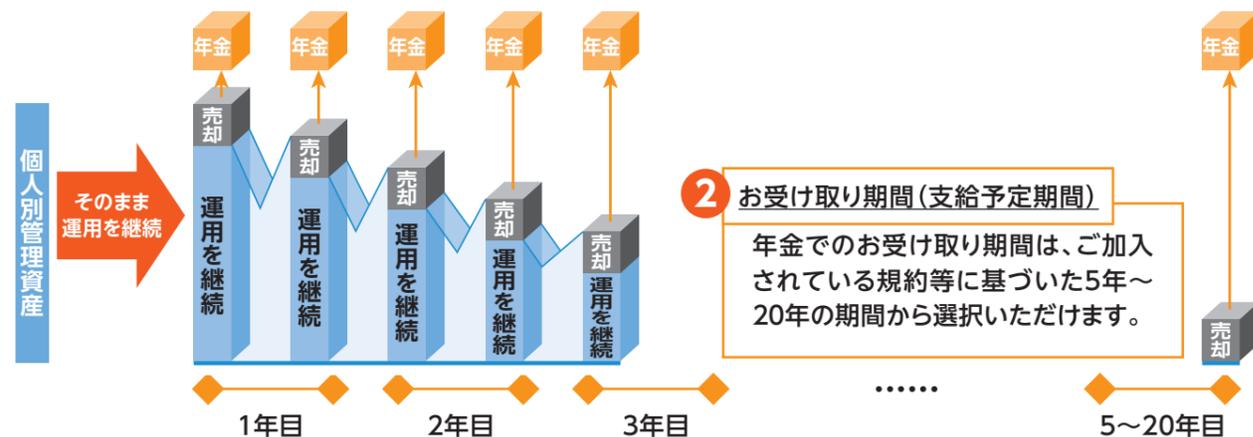
- JIS&Tより年金のお受け取りに必要な書類をお送りいたします。  
※当依頼書をJIS&Tが受け付けてから、1週間程度でお手元に届くよう発送しております。
- 送られてきた書類で、年金のお受け取り手続きを行ってください。

■分割取崩年金でのお受け取りについて

- 以下の分割取崩年金の受け取りイメージは、一般的な規約等の内容に基づいており、規約等によっては選択いただけない場合があります。お客様のご指定できるお受け取り期間等(以下①~④)については、通知書の裏面に記載しておりますので、ご参照ください。

分割取崩年金のメリット

- ◆ 運用益が非課税であり、資産を増やしながら受け取ることに適している  
年金の受取期間中も運用は継続されるため、運用の成果次第では資産総額を増やすことが可能です。  
(運用益に対し20%程度課税される他の資産形成制度と比べ、確定拠出年金制度での運用は資産を増やすことに向いています)
- ◆ 受給時には、公的年金等控除の適用があり、所得税等の優遇措置がある



- 1 年金のお受け取り日(お振込日)  
受け取る月(振込月)の何日に振り込まれるかがご確認いただけます。
- 2 お受け取り期間(支給予定期間)  
年金でのお受け取り期間は、ご加入されている規約等に基づいた5年~20年の期間から選択いただけます。
- 3 年間でのお受け取り回数(支給予定回数)  
1年間のうち、年金を受け取る回数およびその回数に対応した受け取る月(振込月)もご指定いただけます。

〈例〉①年金のお受け取り日(お振込日):20日  
③年間でのお受け取り回数(支給予定回数):年2回(振込月:6月、12月)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	.....	11月	12月
					¥ 20日 振込			¥ 20日 振込

1回あたりの年金額<sup>(※)</sup>

=

年金資産評価額

÷

支給予定期間(年数)

÷

支給予定回数(年あたり)

※上記年金額は、あくまでも目安の金額となります。  
実際の受け取り(振込)金額は、1回あたりの年金額から、各種手数料および源泉徴収税額を控除した金額となります。  
上記、年金資産評価額の確認方法は P.26 をご覧ください。

4 基本支給方式

基本支給方式は、規約等によって定められており、「経過月払」と「回数払」の2種類があります。  
経過月払：年金の支給予定期間のうち、経過した月数に相当する年金額をお受け取りになる方式です。  
初回の年金額は、原則として「JIS&Tが裁定手続きに必要な書類一式を不備のない状態で受け付けた月の翌月」から初回振込月の前月までの月数に相当する額となります。そのため、上記計算式で算出した1回あたりの年金額より少なくなる場合があります。なお、初回の年金額で少なくなった月数分については、ご加入先の規約等に従い、最終支給月に降に支払われます。  
回数払：経過した月に関係なく、上記計算式に相当する年金額をお支払する方式です。

# Ⅳ より詳しく知りたい方へ

## 1 確定拠出年金の給付金について

確定拠出年金制度において、給付金の種類は次のとおりとなっております。

- 60歳以降にお受け取りできる「老齢給付金」。
- 障害状態が認定された場合に、お受け取りできる「障害給付金」。
- お亡くなりになった場合に、ご遺族の方がお受け取りできる「死亡一時金」。

### 1 老齢給付金について

- 60歳以降に以下①、②の「裁定請求の要件」を満たした方が、ご自身で請求することにより受け取ることができます。
- ご請求期限は、75歳の誕生日の2日前までです。(期限を過ぎた場合は、老齢給付金のお受け取り手続きではない、別のお手続きが必要となります。)  
※お手続き期限までの間で、ご自身がお受け取りをご希望される時期に裁定請求書類をご提出ください。
- 税制上の取扱いについては、お受け取り方法(一時金または年金)によって異なります。※詳しくは P.21~P.22

⚠ 企業型の老齢給付金をお受け取りいただくと、その後、企業型の加入者となることはできなくなります。同様に、個人型の老齢給付金をお受け取りいただくと、その後、個人型の加入者となることはできなくなります。

### 裁定請求の要件

**お受け取りいただくためには、①の条件を満たす必要があります。**

(「60歳以降も加入を継続されていた場合あるいは60歳以降に新規に加入された場合」は、①、②の両方の条件を満たす必要があります。)

#### ① 老齢給付金のお受け取り手続きが可能となる年齢に到達している。

お受け取り手続きが可能となる年齢は、通算加入者等期間(※1)に応じて以下の表のとおり定められています。

通算加入者等期間(※1)	お受け取り手続きが可能となる年齢/日
10年以上	満60歳から
8年以上~10年未満	満61歳から
6年以上~8年未満	満62歳から
4年以上~6年未満	満63歳から
2年以上~4年未満	満64歳から
1ヶ月以上~2年未満	満65歳から
0ヶ月	起算日(※2)より5年経過した日から

#### ② 加入者の資格を喪失し運用指図者となった。

(※1) 通算加入者等期間について

通算加入者等期間とは、次の期間を合算した期間(重複期間は除く)のうち、60歳になられるまでの期間のことです。

- 確定拠出年金の加入者期間および運用指図者期間
- 他の年金制度からの制度移行があった場合は、資産の移換の対象となった期間

ただし、過去に確定拠出年金法に定める脱退一時金をお受け取りになられている場合、上記で算出した通算加入者等期間から減算されることがあります。

(※2) 加入者の資格を取得した日が起算日となります。

ただし、60歳到達日より前の場合は60歳到達日が起算日となります。

⚠ お受け取り手続きが可能となる年齢(=「老齢給付金裁定請求受付開始日」)は、次ページ記載の書面をご確認ください。

## ■ お受け取り手続きが可能となる年齢の確認方法

### 企業型の方

#### ▼加入者資格喪失及び運用指図者資格取得通知書

確定拠出年金 加入者資格喪失及び運用指図者資格取得通知書

220-8122  
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー22階  
確定 随時 様

確定拠出年金 加入者資格喪失及び運用指図者資格取得通知書  
契約名/契約番号 7654321  
企業名/企業番号 7654321  
加入者口番号 0987654321  
【お問い合わせ先】 0120-1414-92

65歳未満の方は個人型確定拠出年金 (DeCo) にて掛金拠出を継続できる場合があります。詳細はこちら。

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。この度、あなた様は法令および規約等の規定に基づき加入者資格を喪失され、企業型年金の運用指図者の資格を取得されましたのでご連絡いたします。今後は新たな拠出は行いませんが、引き続き積み立てた資産の運用指図が行えます。確定拠出年金の60歳以降の資産のお受け取り手続き(これを「老齢給付金の裁定請求手続き」といいます)は、老齢給付金裁定請求受付開始日から75歳の誕生日の2日前までに行うことができます。

(1) 加入者資格喪失日及び運用指図者資格取得日	20YY年MM月DD日
(2) 通算加入者等期間	YY年MMヶ月
(3) 老齢給付金裁定請求受付開始日	20YY年MM月DD日 (満6X歳)

※上記(1)~(3)の説明は、裏面に記載しております。

- 通算加入者等期間
- 老齢給付金裁定請求受付開始日

### 個人型の方

#### ▼60歳以降の運用指図者の皆様へ

個人型 確定拠出年金 60歳以降の運用指図者の皆様へ(ご案内)

101-0054  
東京都千代田区神田錦町3-2 2テラススクエア4階  
確定 定時 様

個人型 確定拠出年金 60歳以降の運用指図者の皆様へ(ご案内)  
運営管理機関 株式会社確定拠出年金運営管理  
契約名/契約番号 90000001  
加入者口番号 0987654321  
【お問い合わせ先】 0120-1414-92

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。この度、あなた様は60歳以降の運用指図者になられたため、確定拠出年金の60歳以降の資産のお受け取り手続き(これを「老齢給付金の裁定請求手続き」といいます)についてご案内いたします。老齢給付金の裁定請求手続きを行うためには、所定の通算加入者等期間が必要となります。なお、老齢給付金の裁定請求手続きは、老齢給付金裁定請求受付開始日から75歳の誕生日の2日前までに行うことができます。ご不明な点などございましたら、上記【お問い合わせ先】までご連絡ください。

(1) 通算加入者等期間	YY年MMヶ月
(2) 老齢給付金裁定請求受付開始日	20YY年MM月DD日 (満6X歳)

※上記(1)と(2)の説明は、裏面に記載しております。

【参考】確定拠出年金の60歳以降の資産のお受け取り手続きについて  
お受け取り手続きの方法は、ご加入先の規約等によって以下のとおり定められています。

- 一時金(全額一括)でお受け取り手続き

- 通算加入者等期間
- 老齢給付金裁定請求受付開始日

※上記通知書の内容は、法令改正等を踏まえて変更となる場合があります。

## 2 障害給付金について

所定の障害の状態(P.25)となられた場合、給付金受け取りのご請求手続きができます。

- ご請求期限は、75歳の誕生日の2日前までです。
- 障害給付金は、一時金・年金ともに非課税です。

## 3 死亡一時金について

加入者等が死亡された場合、そのご遺族からご請求いただくことにより、ご遺族に対して「死亡一時金」が支給されます。

- 死亡一時金の請求ができるご遺族については、以下のとおり順位が規定されています。

### 【死亡一時金請求順位】

第1位	指定受取人(※1)
第2位	配偶者(死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
第3位	子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹の順で、死亡された方の収入によって生計を維持していた方
第4位	上記「第3位」の方以外で、死亡された方の収入によって生計を維持していた親族
第5位	子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹の順で、「第3位」の方に該当しない方

(※1)「指定受取人」とは、加入者等があらかじめ死亡一時金の受取人として、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の中から指定していた方のことです。

- 死亡後3年以内に死亡一時金の支給が確定した場合は、相続税の課税対象となります。(相続税法上の「みなし相続財産」となり、「500万円×法定相続人の数」の金額まで非課税となります。)  
※死亡から3年経過した後は税金の取扱いが異なります。詳しくは所轄税務署にお問い合わせください。
- 死亡してから5年間ご請求がない場合は、死亡一時金としてのお受け取りはできなくなります。(相続財産としてのお取扱いとなります。)

⚠ ご自身に万一のことが起こった場合に備え、確定拠出年金に加入されていることをご家族にお伝えください。

障害給付金/死亡一時金の請求手続きや、死亡一時金の指定受取人の登録お手続きについては、本冊子の裏表紙記載の【お問い合わせ先】にご連絡ください。

## 2 老齢給付金の税金について

● 老齢給付金のお受け取り方法(一時金または年金)によって、以下のとおり税金の取扱いが異なります。

### ■ 税制上のお取扱い 一時金

- 老齢給付金を「一時金」としてお受け取りになる場合、税務上は「退職所得」となります。
- 税制上の優遇措置である「退職所得控除」が適用されます。

⚠️ **「退職所得控除」の適用を受ける場合**  
「退職所得控除」の適用を受けるには、「退職所得の受給に関する申告書」(P.9)および、「退職所得の源泉徴収票」(※退職金等のお受け取りがある場合のみ)(P.11)のコピーのご提出が必要となります。

■ 次の1、2に記載の方法により計算した「所得税額」および「住民税額」を源泉徴収(住民税は特別徴収)したうえで、お振込いたします。

1 次の式で、「課税退職所得金額」を求めます。

$$\text{課税退職所得金額} = (\text{その年の退職所得の金額の合計額} - \text{退職所得控除額}[\star]) \div 2[\star]$$

「確定拠出年金の老齢給付金(一時金)よりも前に受け取った退職金等の金額」と「確定拠出年金の老齢給付金(一時金)の金額」の合計額

[\star] 退職所得控除額とは…勤続年数(※1)に応じて以下のとおり定められています。  
老齢給付金をお受け取りになる年および前年以前19年以内(※2)に退職金等のお受け取りがある場合には、「退職所得控除額」の調整が行われます。

勤続年数(※1)	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数 ※80万円以下のときは、80万円
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

(※1) 確定拠出年金においては、掛金の払込期間が勤続年数(退職手当等の他の制度から資産の移換を受けた場合は、移換された資産額の算定の基礎となった期間を含みます)とみなされます。

(※2) 例えば老齢給付金のお受け取りが西暦2024年(令和6年)になる場合、西暦2005年(平成17年)から西暦2024年(令和6年)までの期間が該当します。

[\star] 2022年1月1日より、勤続年数が5年以内である場合、「短期退職手当等」とみなされます。  
その場合で、退職所得の金額が大きい場合は、金額の一部が1/2控除されないことがあります。  
詳細については、最寄りの税務署または市区町村の窓口にお問い合わせください。

2 1で求めた「課税退職所得金額」(A)をもとに、「所得税額」および「住民税額」を計算します。

①「所得税額」の計算は、下表に従って行われます。

課税退職所得金額(A)	所得税額の計算方法
195万円以下	$((A) \times 5\%) \times 102.1\%$ (※)
195万円超、330万円以下	$((A) \times 10\% - 97,500\text{円}) \times 102.1\%$ (※)
330万円超、695万円以下	$((A) \times 20\% - 427,500\text{円}) \times 102.1\%$ (※)
695万円超、900万円以下	$((A) \times 23\% - 636,000\text{円}) \times 102.1\%$ (※)
900万円超、1,800万円以下	$((A) \times 33\% - 1,536,000\text{円}) \times 102.1\%$ (※)
1,800万円超、4,000万円以下	$((A) \times 40\% - 2,796,000\text{円}) \times 102.1\%$ (※)
4,000万円超	$((A) \times 45\% - 4,796,000\text{円}) \times 102.1\%$ (※)

(※) 2013年1月1日～2037年12月31日までの所得については、所得税に2.1%を乗じた復興特別所得税が、所得税にあわせて源泉徴収されます(計算式内下線部分)。

②「住民税額」は、「市町村民税」と「道府県民税」に分けられ、それぞれ以下の式に従って計算されます。

$$\text{市町村民税} = (A) \times 6\% \quad \text{道府県民税} = (A) \times 4\%$$

### ■ 税制上のお取扱い 年金

- 老齢給付金を「年金」でお受け取りになる場合、税務上は「雑所得」となります。
- 税制上の優遇措置である「公的年金等控除」が受けられます。

■ 年金のお支払いの際は、次の式で計算した所得税を源泉徴収したうえで、お振込いたします。

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{年金の支払額} - (\text{年金の支払額} \times 25\%)) \times 10\% \times 102.1\%(\text{※}) = \text{年金の支払額} \times 7.6575\%$$

(※) 2013年1月1日～2037年12月31日までの所得については、所得税に2.1%を乗じた復興特別所得税が、所得税にあわせて源泉徴収されます(計算式内下線部分)。

⚠️ **確定申告について**  
老齢給付金を「年金」でお受け取りになる場合は、確定申告で精算することとなります。  
(上の式で求めた源泉徴収税額は確定した税額ではありませんので、雑所得として他の所得とあわせて確定申告を行い、過不足を精算することとなります。)  
確定申告の際は、毎年1月中にJIS&Tからお送りする「公的年金等の源泉徴収票」をご使用ください。

### 参考

#### ■ 年金にかかる税金

その年にお受け取りになった年金(公的年金や確定拠出年金を含む企業年金)については、お受け取りになった年金の合計額から「公的年金等控除額」を差し引いた額が雑所得の金額となります。

$$\text{雑所得の金額} = \text{お受け取りになった年金の収入金額(税引前)} - \text{公的年金等控除額}$$

#### 【公的年金等控除額】

年齢	年金の収入金額 a	公的年金等控除額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超、410万円以下	$a \times 25\% + 27.5\text{万円}$	$a \times 25\% + 17.5\text{万円}$	$a \times 25\% + 7.5\text{万円}$
	410万円超、770万円以下	$a \times 15\% + 68.5\text{万円}$	$a \times 15\% + 58.5\text{万円}$	$a \times 15\% + 48.5\text{万円}$
	770万円超、1,000万円以下	$a \times 5\% + 145.5\text{万円}$	$a \times 5\% + 135.5\text{万円}$	$a \times 5\% + 125.5\text{万円}$
65歳未満	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円
	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超、410万円以下	$a \times 25\% + 27.5\text{万円}$	$a \times 25\% + 17.5\text{万円}$	$a \times 25\% + 7.5\text{万円}$
	410万円超、770万円以下	$a \times 15\% + 68.5\text{万円}$	$a \times 15\% + 58.5\text{万円}$	$a \times 15\% + 48.5\text{万円}$
	770万円超、1,000万円以下	$a \times 5\% + 145.5\text{万円}$	$a \times 5\% + 135.5\text{万円}$	$a \times 5\% + 125.5\text{万円}$
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

上記の公的年金等控除額は、2020年分以降の所得税について適用されます。  
年金のお支払い時に源泉徴収される税金は所得税のみで、住民税は対象となりません。住民税については、翌年度に市区町村より通知されます。

⚠️ ▶ 「所得税」および「住民税」の詳細につきましては、最寄りの税務署または市区町村の窓口にお問い合わせください。  
▶ 本冊子の裏表紙記載の【お問い合わせ先】では、税理士法の定めにより、給付金にかかる税務相談にお答えすることができません。

## Ⅳ すぐに資産をお受け取りにならない方へ

### 1 今後の各種お取扱い

### 2 住所などの登録内容に変更があるときは

### 3 給付金のお受け取りをご請求されるときは

#### 《ご参考》

年金資産評価額(基準日における資産の評価額)の確認方法

## 1 今後の各種お取扱い

### 1 掛金の積み立てについて

- 加入者の資格を喪失し、運用指図者となられた後は、**新たな掛金の積み立てはできません。**

### 2 手数料について

- **給付金のお受け取りが終了するまで、口座管理手数料(運用指図者の月次手数料)が毎月発生します。**
- 各種手数料は、ご加入先の規約等において定められています。  
※規約等の内容により、「手数料の額」、「手数料のご負担者」、「手数料の控除方法」が異なります。

**企業型の方** 勤務先のご担当窓口でご確認いただくか、通知書の裏面をご覧ください。

**個人型の方** 個人型年金の加入の手続きをされた金融機関でご確認ください。



#### ■ 口座管理手数料を運用指図者(60歳になられた後も運用を継続される方)ご本人が負担する場合の留意点

原則として毎月発生する手数料は、給付金の振込時にまとめて差し引かせていただきます。  
なお、ご加入先の規約等に定めがある場合は、毎年2月に個人別管理資産を取り崩したうえで、前年分を差し引かせていただきます。

### 3 スイッチングについて

- スイッチングとは、保有している個人別管理資産のある運用商品を売却し、別の運用商品を購入することをいいます。インターネットサービスまたはコールセンターを通じて、行うことができます。

★ JIS&T 確定拠出年金インターネットサービス (<https://www.jis-t.ne.jp/>)

### 4 「お取引状況のお知らせ」(資産の運用状況の報告書)について

- 引き続き、定期的にJIS&Tから「お取引状況のお知らせ」をご通知いたします。

### 5 企業型の口座が複数開設されている場合について

- 他に企業型の加入者口座を開設している状態では、老齢給付金を受給することができません。
- 確定拠出年金の口座が複数開設されている場合、個人別管理資産は、他の口座に自動的に移換される場合があります。  
詳しくは勤務先のご担当窓口にお問い合わせください。

## 2 住所などの登録内容に変更があるときは

### 氏名・住所・電話番号に変更があった場合

- ご登録内容に変更が発生した場合は、早めにお手続きください。

#### 企業型の方

住所・電話番号の変更に限り、裁定が完了するまではインターネットサービスでお手続きを行うことができます。その他項目の変更や書類でのお手続きの場合は、本冊子の裏表紙記載の[お問い合わせ先]にご連絡ください。お手続きに必要な書類を発送させていただきます。

#### 個人型の方

個人型年金の加入の手続きをされた金融機関にご連絡いただき、お手続きに必要な書類をお取り寄せください。

## 3 給付金のお受け取りをご請求されるときは

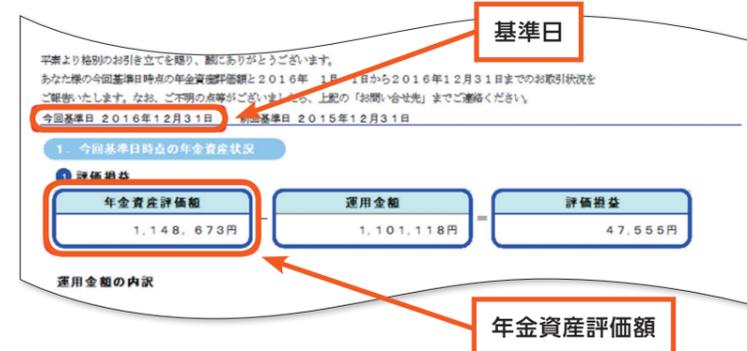
- 確定拠出年金の給付金種類によって、以下のとおりの取り扱いとなります。

給付金の種類					
老齢給付金 (P.19)	75歳の誕生日の2日前までにお手続きを行うことができます。 (手続き方法は P.5 以降をご覧ください。)				
障害給付金 (P.20)	75歳の誕生日の2日前までに、 <b>所定の障害状態</b> になられた場合、お手続きを行うことができます。 所定の障害状態とは、具体的には次のような状態をいいます。 <table border="1"> <tr> <td>(1) 障害基礎年金の受給者(1級および2級の者に限る)</td> </tr> <tr> <td>(2) 身体障害者手帳(1級～3級までの者に限る)の交付を受けた者</td> </tr> <tr> <td>(3) 療育手帳(重度の者に限る)の交付を受けた者(*)</td> </tr> <tr> <td>(4) 精神障害者保健福祉手帳(1級および2級の者に限る)の交付を受けた者</td> </tr> </table> (*)療育手帳は、発行する自治体によって手帳の名称が異なることがあります(「愛の手帳」、「みどりの手帳」など)。	(1) 障害基礎年金の受給者(1級および2級の者に限る)	(2) 身体障害者手帳(1級～3級までの者に限る)の交付を受けた者	(3) 療育手帳(重度の者に限る)の交付を受けた者(*)	(4) 精神障害者保健福祉手帳(1級および2級の者に限る)の交付を受けた者
(1) 障害基礎年金の受給者(1級および2級の者に限る)					
(2) 身体障害者手帳(1級～3級までの者に限る)の交付を受けた者					
(3) 療育手帳(重度の者に限る)の交付を受けた者(*)					
(4) 精神障害者保健福祉手帳(1級および2級の者に限る)の交付を受けた者					
死亡一時金 (P.20)	確定拠出年金の加入者等が死亡された場合、ご遺族の方によりご請求手続きを行うことができます。				

## 《ご参考》年金資産評価額(基準日における資産の評価額)の確認方法

### 1 「お取引状況のお知らせ」で確認する方法

- JIS&Tから定期的にご通知する「お取引状況のお知らせ」により、**基準日時点**の「年金資産評価額」をご確認いただけます。



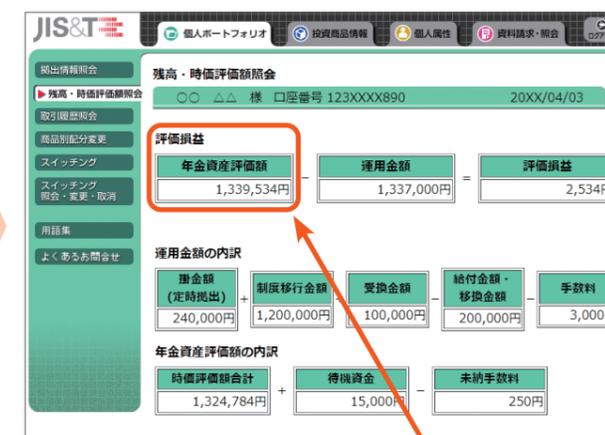
### 2 インターネットサービスで確認する方法

- インターネットサービスにより、**照会日時点**の「年金資産評価額」をご確認いただけます。  
★JIS&T確定拠出年金インターネットサービス (<https://www.jis-t.ne.jp/>)

#### ①インターネットサービスにログイン



#### ②「残高・時価評価額照会」から「年金資産評価額」を確認



### 3 コールセンターで確認する方法

- コールセンターへの問い合わせにより、**照会日時点**の「年金資産評価額」をご確認いただけます。本冊子の裏表紙記載の[お問い合わせ先]にご連絡ください。